

比較法国際アカデミー第 20 回国際会議
The 20th General Congress of the International Academy of
Comparative Law (IACL)
開催結果報告

1 開催概要

- (1) 会議名 : (和文) 比較法国際アカデミー第 20 回国際会議
(英文) The 20th General Congress of the International Academy of Comparative Law
- (2) 報告者 : 比較法国際アカデミー第 20 回国際会議組織委員会
組織委員長 河野 俊行
- (3) 主催 : 比較法国際アカデミー第 20 回国際会議 組織委員会 (任意団体)、
日本学術会議
- (4) 開催期間 : 2018 年 7 月 22 日 (日) ~ 7 月 28 日 (土)
- (5) 開催場所 : 九州大学 椎木講堂 (伊都キャンパス内) 、福岡国際会議場、
福岡大学 (福岡県福岡市)
- (6) 参加状況 : 75 カ国以上・832 人 (国外 717 人、国内 115 人)

2 会議結果概要

- (1) 会議の背景(歴史)、日本開催の経緯 :
比較法国際アカデミー第 20 回国際会議は、比較法国際アカデミー (the International Academy of Comparative Law : IACL) が 4 年ごとに開催する法学分野では世界最大級の国際会議であり、1932 年の第 1 回から数えて当会議で 20 回を迎える。比較法研究の最も歴史のある国際会議である当会議は、2014 年 7 月 20 日~26 日にウィーンで開催された比較法国際アカデミー第 19 回大会において、福岡開催が決定された。これをうけ、日本開催における主体組織として比較法国際アカデミー第 20 回国際会議組織委員会を 2015 年 4 月 1 日に設置し、開催準備を進めた。
- (2) 会議開催の意義・成果 :
この会議を日本で開催することの最大の意義は、何よりも、“アジアにおいて法の支配を百年以上にわたり厳然と実行してきた国は日本しかない” ※、というメッセージを、国際社会に向けて学術的に発信することができることにある。また、この比較法国際アカデミーでは、各国報告者のレポートに基づいて、法制度・機能の類似点と相違点の分析、それらが生じた原因の究明を目的とする活発な議論を行っているが、これらはまさしく、今日の国際的な局面における法的リスク分析の高いニーズに呼応するもので、比較法学はもとより、法学のあらゆる分野、さらには次世代の国際ビジネスならびにイノベーション促進においても極めて重要な役割を担う。
※アジアのほとんどの国が第二次世界大戦後に独立したという事実、アジアには 現在でも軍事政権下にあたり一党独裁政権のゆえに司法制度の独立性に疑問の余地がある国があること (外交上の考慮から国名を特定することは差し控える)、植民地の場合宗主国の法制度および法曹制度が移植されるため独自の法制度を確立し維持することにはならないこと、等、の総合的考慮による。

(3) 当会議における主な議題（テーマ）：

今回は、「法学のフロンティア～国際比較と現代的課題」をテーマに、数百のテーマから選ばれた36の主題に関する最新の研究成果に関して、世界のトップレベルの研究者が一堂に会して討論や発表が行われ、法学各分野の発展とその応用展開を図った。各テーマに総括報告者及び各国ナショナルレポーターが指名され、関係するレポーター総数は1000名に達する。また、本アカデミーとして初めて企画するCongress in Congress “New Technology, the Innovation Economy & the Law”、自動運転など、現代社会の最先端のトピックと法の関わり、世代、分野、実務を超えた学術交流を図った。さらには、若手研究者向けのYounger Scholars フォーラムも開催された。

(4) 当会議の主な成果(結果)、日本が果たした役割：

40を超えるセッションのなかでも、九州大学が主導した、シェアリングエコノミー、データ、テクノロジーと法を総合的に取り扱うCongress・イン・Congressは高い評価を受けた。60か国超の国々から832名の参加者（内9割は外国人参加者）を得て、同アカデミーとしても最大規模となった。これまでで最高の会議であったという賛辞が参加者から組織委員会に寄せられている。

(5) 次回会議への動き：

会期中の7月27日に開催された比較法国際アカデミー総会にて、2022年の第21回国際会議はパラグアイ・アスンシオンにて開催されることが決定された。今後各セッションのテーマが各国の国内委員会から募集され、厳選されることとなり、総合報告者を中心に4年後の国際会議に向けて準備が進められる。

また、当会議でのセッションの記録はSpringer社からシリーズとして公刊されることとなっている。

(6) 当会議開催中の模様：

7月22日にタイ、フィリピン、日本の最高裁からスピーカーを招き、裁判官教育に関するラウンドテーブル（アクロス福岡）が開催され、翌23日には椎木講堂で開会式が執り行われた。秋篠宮同妃両殿下、松山政司内閣府特命担当大臣、山口厚最高裁判事、小川洋福岡県知事、久保総長からお言葉をいただいたほか、カタリナ・ブーレヴェルキ比較法国際アカデミー会長、山極壽一日本学術会議会長、河野教授が歓迎の辞を述べた。

学術面ではスーザン・キーフェル豪州最高裁長官の基調講演に始まり、椎木講堂と福岡国際会議場を会場として、40を超えるセッションで活発な議論が展開され、とりわけCongress・イン・Congressは高い評価を受けた。

(7) その他特筆すべき事項：

2014年にウィーンで開催された比較法国際アカデミー第19回国際会議では、ブエノスアイレス、西安・北京、マカオといった対抗馬が、2018年国際会議の開催地に立候補したが、本アカデミー創設以来初めての東アジア圏における国際会議開催地として福岡が誘致に成功した。

日本では、一部の国のような寄付文化がなく、また受益者負担が原則とされるため、資金調達の基本方針について、2014年に交代した比較法国際アカデミーの会長・事務総長の意向と相容れな

い部分があり、準備の当初から厳しい折衝を強いられることとなった。

また、日本は「遠く物価も高い」というイメージが先行していたことから、これが誤りである（例えばヨーロッパから参加する場合オーストラリアよりもアクセスが容易である。また最近の円安により物価はむしろ安くなっている。）ことを、ホームページで積極的に伝えとともに、様々な機会を利用して丁寧に参加をよびかけた結果、近年ではもっとも多い参加者を得た。

3 市民公開講座結果概要

- (1) 開催日時：2018年7月28日（土）
- (2) 開催場所：福岡大学メディカルホール
- (3) 主なテーマ：「ひとり親家庭の貧困～比較法にその解決の糸口を求めて」
パネルディスカッション
モデレータ 元福岡県弁護士会会長 原田直子
パネリスト 比較法国際アカデミー会長 カタリナ・ブルーヴェルキ
元厚生労働事務次官 村木厚子
東北大学教授・組織委員会学術委員 水野紀子
- (4) 参加者数、参加者の構成： 約30の参加 一般 入場無料

- (5) 開催の意義：

法律学は、一般市民にはなかなか馴染みの少ない分野ではあるが、実はこの「比較法」は、明治政府発足当初からの最大の関心事の一つであった。伊藤博文自らがプロイセンで法を学んだことはこのことを明快に物語る。このように明治時代以来、比較法は我が国の法制度と法律学の根幹をなすものである。その最先端の成果を広く一般にわかりやすく紹介すべく、一般市民にとっても関心が高い「ひとり親家庭の貧困」の問題をとりあげ、地元弁護士会とも協力して、パネル・ディスカッションを行った。

- (6) 社会に対する還元効果とその成果：

我が国のひとり親家庭、とりわけそのひとり親が就業している過程における貧困率は、先進国では群を抜いて高く、極めて不名誉な状況にある。しかしその背景には、日本における家族観、家族法精度とその歴史、家庭への公的介入のありかた、女性の就労など、さまざまな問題が存在し、解決は困難である。そこで、ヨーロッパ比較家族法の大家である比較法国際アカデミー会長カタリナ・ブルーヴェルキをはじめ、それぞれの分野の一流の専門家を招き、市民が日頃疑問に思うこと、困っていることについて直接対話する機会を提供した。

その結果、多くの質問が出され、大変有意義であったとのアンケート結果が得られた。

4 日本学術会議との共同主催の意義・成果

日本学術会議のご尽力により、秋篠宮殿下同妃殿下の開会式への御臨席を得、殿下をはじめとする方々のお言葉を賜ることで、比較法アカデミー国際会議というプレステージの高い会議を、名実ともにオールジャパンで迎えることができた。また、学術会議の共同主催を頂いたことで、福岡県、福岡市、福岡県弁護士会などの地元のみならず、最高裁判所や日弁連のほか、法学関係の国内主要学会の後援を得ることができた。

これらのことが、当会議の成功に大きく貢献したことは言うを俟たない。

オープニングイベント(パネルディスカッション)

(鏡開き)



基調講演

開会式



アカデミックセッション



展示

クロージングバンケット



市民フォーラム

